

## 1 内 容

越前市への観光バスでの来訪者数を増加させるため、市内で食事・体験・宿泊を行った旅行会社に、旅行者1名当たり規程の金額を助成します。

## 2 実施予定期間

〔第1期〕 平成30年4月1日～平成30年6月30日

ただし、補助金交付申請額が予算に達した時点で募集を終了します。（ホームページに掲載）

## 3 対象条件

- (1) 越前市以外からの観光バスツアー（以下「ツアー」という）であること。
- (2) 第2種旅行者以上の登録をしている事業者であること。
- (3) 添乗員、乗務員等を除くツアーの参加者が15人以上であること。
- (4) 別表の観光バスツアー助成対象施設（以下、「対象施設」という）において、食事・体験・宿泊のいずれかひとつ以上を行い、かつ、別の対象施設に立ち寄ること。
- (5) ツアーの参加者が特定の政治又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

## 4 助成内容

食事または体験の場合	助成金額	宿泊の場合	助成金額
食事または体験	300円/1人	宿泊	800円/1人
市内観光施設立寄り		市内観光施設立寄り	

- ・1事業所あたり、1企画の申請につき15万円を上限とします。
- ・食事・体験かつ宿泊をした場合は、宿泊の助成を対象とします。

## 5 対象施設

- (1) 食事…越前そばの里、湯楽里、藤波亭、瀧雅、など
  - (2) 体験…和紙の里、めがねの里、タケフナイフビレッジ、など
  - (3) 宿泊…湯楽里、ホテルクラウンヒルズ武生、など
  - (4) 立ち寄り施設…上記施設および市内観光施設
- 詳細は「観光バスツアー助成対象施設」を参照

## 6 申請方法

ツアー出発日の2か月～14日前までに「越前市観光バスツアー助成金交付申請書（様式第1号）」、行程表を提出し、審査及び交付決定を受けること。

ツアー終了後、1か月以内に「実績報告書（様式第3号）」その他必要書類を提出すること。審査終了後、指定口座に助成金を交付します。（振込手数料は申請者負担）